

# 國學院大學栃木短期大学 FD 委員会活動報告書 第 15 号

## 令和 5 (2023) 年度の活動報告

1. 「支援力」と「受援力」
2. 第 1 回研修会
3. 第 2 回研修会
4. 授業アンケート
5. FD 委員会活動記録



### 1. 「支援力」と「受援力」

FD 委員長 都留 覚

#### (1) 「支援力」

本来、「支援力」は、物質にかかわる力を表す言葉でしたが、国際協力やボランティアの世界で、「力を貸して、助ける力」として使われるようになってきました。

「支援力」について考えるために、「支援」と「援助」の違いについて考えてみたいと思います。「支援」は「支え」であって、一部を助けるに過ぎません。一方「援助」は、一部を支えるのではなく、全面的に助けることを意味します。また、立場的には、「支援」は脇役的な存在ですが、「援助」は自身が主役として全面的に助けるという意味合いを含みます。

例えば保育所保育指針には次の様に使われています。

「子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に**援助**する。」

「子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の**支援**を行うよう努めること。」

従って、「学修支援」は、「学生が学修を進めるために必要な部分的な力を貸すこと」と考えることができます。「ご支援ご鞭撻」を「ご援助ご鞭撻」とは言わないことから理解することもできます。

#### (2) 「受援力」

「受援力」とは、助けを求めたり受けたりする心構えやスキルのことを指します。内閣府は、災害後に防災ボランティアの支援を生かすため、被災地側がボランティアの支援を受け入れ、上手に寄り添うことができるように、2010 年につくったパンフレットでこの言葉を用いました。

昨今「孤独感に苛まれている人」「自己責任論に押しつぶされそうになっている人」「コミュニケーションの困難さを感じている人」が増えています。同時に、このような状態でも、助けを求める声を出せない人も増えています。

公衆衛生学専門家の吉田穂波氏は、このような状況の中で重要性を増すものとして「受援力（人に助けを求める力）」を挙げています。氏は著書『「頼る」スキルの磨き方』の中で、受援力が重要な理由を次のように解説します。

子どもの頃から日本では「人に迷惑をかけないように」と躾けられます。この言葉は、自立を促す意味で使われるのですが、その意味を越えて呪縛になっていることがあります。苦しい。助けてほしい。誰かに相談したい。少しでも話を聞いてほしい。でも、こんなこと口にしたら、きっと相手に迷惑をかけてしまう。

学修支援も支援を受けることを否定して自助努力で乗り越えようとし、結果、追い込まれてドロップアウトしてしまう人がいることも事実です。

## 2. 第 1 回研修会 令和 5 (2023) 年 7 月 12 日 (水) 実施

研修テーマ「合理的配慮の必要な学生に対する配慮と指導の実際」

本学准教授 熊倉 志乃 本学准教授 星 雄一郎

### (1) 研修会の趣旨

合理的配慮の必要な学生に対する配慮について、理解を深めるとともに、配慮の内容についての共通理解を通して、授業力の質的向上を図る。

### (2) 研修の計画

各フィールドの教務委員が司会を行い、次の内容について交流する。

- ① 合理的配慮の必要な学生に対する配慮の対応と内容について報告する
- ② 今後の配慮について共通理解を図る
- ③ 次期semesterでの配慮について話し合う
- ④ 交流内容を集約し発表する。

### (3) 研修の実際

本学は、平成 28 年 4 月 1 日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号) 第 11 条 1 項に基づき定められた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成 27 年文部科学省告示第 180 号) に則り、本学における「障がい学生支援の基本方針」を制定した。

本学は、本基本方針に基づき、本学の建学の理念と教育方針に即して本学における「障がい学生支援のガイドライン」を定めた。本学教職員は、本ガイドラインを基本として、障がいのある学生への不当な差別的取扱いを厳に慎むとともに、本学の運営にとって過重な負担にならない限りにおいて合理的な配慮を提供するよう努める。

不当な差別的取扱いとは、「障がいを理由として、教育活動への参加や各種サービスを受ける機会の提供を拒否したり制限したりすること、またはそれらの機会の提供にあたって障がいの

ない学生に付さない条件を付すこと」である。不当な差別的取扱いであるとの判断は、「障がいのある学生が、その権利を侵害され、不利益を被ることを要件」とし、障がいのない学生と異なる対応が必要となる場合は、「障がいのある学生本人または保護者の理解を得られるよう、その理由についての説明に努める」

本学における合理的配慮の基本的な考え方は、おおよそ以下の 4 点にまとめられる。

1. 合理的配慮は、一律に決められるものではなく、障がいのある学生個々の状態・特性、および、授業等の目的・形式その他に応じて提供される個別性の高いものであること。

2. 合理的配慮の内容は、各学科、フィールド等における教育方針のもと、修学に必要な提供可能な支援について、障がいのある学生の支援ニーズを勘案しつつ、学生本人または保護者と学科、フィールド等の当該部署との相互尊重に基づく対話と合意形成の上、決定されること。

3. 合理的配慮の内容は、必要に応じて、障がいのある学生または保護者と学科、フィールド等の当該部署との十分な話し合いに基いて見直し、改善されること。

4. 配慮の合理性の判断にあたっては、学科やフィールド等の体制や財政面で、均衡を失したり、過重な負担とならないことが要件であること。以上のことが共通認識された。



### 3. 第 2 回研修会 令和 6 (2024) 年 1 月 17 日 (水) 実施

研修テーマ 「新年度から実施する合理的配慮についての取り組み」の内容と方法

本学教授 都留 覚

#### 1. 趣旨

合理的配慮の必要な学生に対する配慮について、理解を深めるとともに、配慮の組織的な取り組みについての共通理解を通して、授業力の質的向上を図る。

#### 2. 「新年度から実施する合理的配慮についての取り組み」の内容と方法についての共通理解

- ・合理的配慮の基本方針
- ・障がい学生支援のガイドライン
- ・障がい学生学修支援室規程
- ・学生相談室 面談申込書
- ・障がい等のある入学志願者の受験時における合理的配慮申請書
- ・医師からの意見書 (受験生用)
- ・合理的配慮申請書 (在校生用)
- ・医師からの意見書 (在校生用)

#### 3. 新年度からの合理的配慮にそった学生支援体制についての共通理解

- ・「学修支援室」の設置
- ・「学生相談室」と「学習支援室」の連携

#### 4. 研修の実際

主に、令和 6 年度より新設される「学修支援室」の活動内容と組織などについての共通理解を行った。

##### (1) 学修支援室の審議内容

- ① 支援の申し出に関する事項
- ② 具体的な支援に関する事項
- ③ 支援に係る関係部署間の調整に関する事項
- ④ 支援体制に関する事項
- ⑤ 施設・設備の整備に関する事項
- ⑥ その他、障がい学生の修学支援に関して必要と認める事項

##### (2) 学修支援室の主な役割。

- ① 学生への修学に関する事項 (個別相談、関係部署との連携、教職員相談、保護者相談)
- ② 障がいのある学生の合理的配慮の申請に関する事項
- ③ 障がい学生支援に関する啓発活動に関する事項 (大学構成員・学生・地域)
- ④ 障がい学生を支援する学生サポーターの育成に関する事項

##### (3) 学修支援室の組織。

- ① 学生支援担当 (事務から 3 名の相談員)
- ② 学修支援担当 (教員から 3 名の相談員)
- ③ 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を構成員に加えることができる。

##### (4) 学修支援室に支援室長及び副支援室長を置く。

##### (5) 学修支援室設置の目的

本学において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援の推進を図るとともに、その支援に関する当該部署間調整を行ない具体的な支援計画を策定することを目的とする。

##### (6) 障がいのある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む) その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

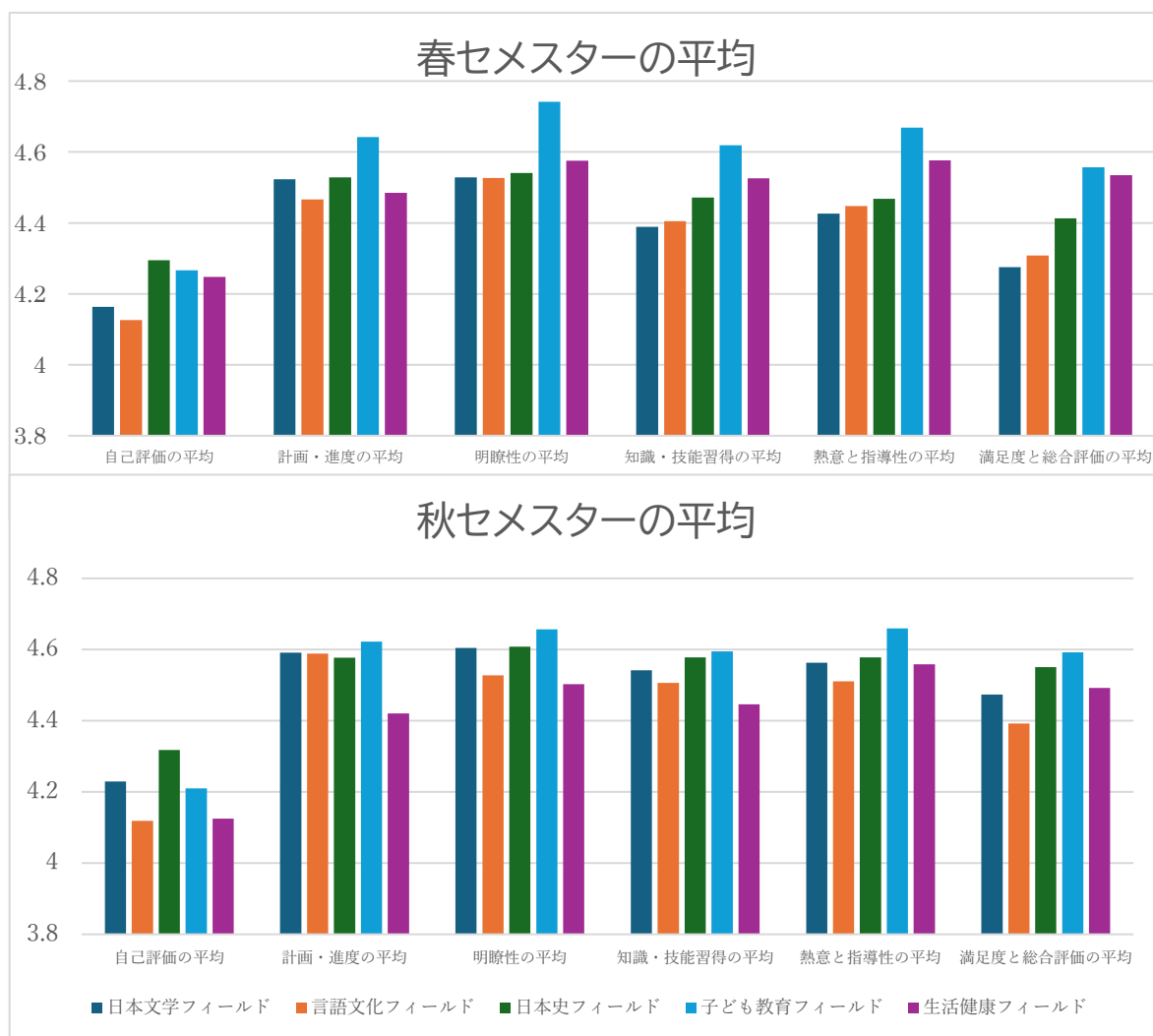


## 4. 令和 5 (2023) 年度授業アンケート

### 授業アンケートの結果と分析

令和 5 年度の春semesterと秋semesterの集計結果から次のことが読み取れます。

- ① 春semesterでは、自己評価の平均以外の項目では、どのフィールドの平均も 4.2 を上回っている。
- ② 秋semesterでは、自己評価の平均以外の項目では、どのフィールドの平均も 4.4 を上回っている。
- ③ 自己評価の平均と満足度と総合評価の平均については、日本文学フィールドと日本史フィールドにおいて、秋semesterのほうが春semesterを上回っている。
- ④ 全体的には、すべてのフィールドのすべての項目で、高水準を満たしているとみることができる。



## 5. 令和 5 (2023) 年度 FD 委員会活動記録

### (1) 定例委員会

- 第 1 回 FD 委員会：令和 5 年 4 月 17 日
- 第 2 回 FD 委員会：令和 5 年 5 月 17 日
- 第 3 回 FD 委員会：令和 5 年 6 月 14 日
- 第 4 回 FD 委員会：令和 5 年 7 月 19 日
- 第 5 回 FD 委員会：令和 5 年 8 月 5 日
- 第 6 回 FD 委員会：令和 5 年 9 月 20 日
- 第 7 回 FD 委員会：令和 5 年 10 月 18 日
- 第 8 回 FD 委員会：令和 5 年 11 月 15 日
- 第 9 回 FD 委員会：令和 5 年 12 月 19 日

### (2) 研修会

- 第 1 回 FD・SD 研修会：令和 5 年 7 月 12 日
- 第 2 回 FD・SD 研修会：令和 6 年 1 月 17 日

令和 5 (2023) 年度  
 國學院大學栃木短期大学 FD 委員会活動報告書 第 15 号  
 令和 6 (2024) 年 6 月 19 日発行  
 編集：國學院大學栃木短期大学 FD 委員会